

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 9 節 無条件免税</p> <p>（携帯品の無条件免税）</p> <p>14-11 法第 14 条第 7 号に規定する携帯品の免税の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 本邦に入国する者が携帯して輸入する加熱式たばこについて、規則第 2 条の 4 第 2 項の表の第 1 号及び第 5 号の下欄に掲げる「税関長が適当と認める数量」とは、同表の第 1 号については小売用として個装された箱又はパッケージ（以下「個装等」という。）3 個、同表の第 5 号については個装等 10 個とする。</p> <p>ただし、平成 30 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間は、同表の第 5 号の下欄に掲げる「税関長が適当と認める数量」とは、個装等 20 個とする。</p> <p>(5) 船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、上陸するごとに規則第 2 条の 4 第 2 項の表の第 1 号から <u>第 3 号</u> の下欄に掲げる数量以下のものの関税を免除する。</p> <p>なお、資格内変等の一時上陸以外の目的で下船（退職のための下船を除く。）する船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、規則第 2 条の 4 第 2 項の表の第 5 号の下欄に規定する数量を適用する。</p> <p>(6)～(9) (省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 9 節 無条件免税</p> <p>（携帯品の無条件免税）</p> <p>14-11 法第 14 条第 7 号に規定する携帯品の免税の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 本邦に入国する旅客が携帯して輸入する加熱式たばこについて、規則第 2 条の 4 第 2 項の表の第 1 号及び第 5 号の下欄に掲げる「税関長が適当と認める数量」とは、同表の第 1 号については小売用として個装された箱又はパッケージ（以下「個装等」という。）3 個、同表の第 5 号については個装等 10 個とする。</p> <p>ただし、平成 30 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間は、同表の第 5 号の下欄に掲げる「税関長が適当と認める数量」とは、個装等 20 個とする。</p> <p>(5) 船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、上陸するごとに規則第 2 条の 4 第 2 項の表の第 1 号から <u>第 4 号</u> の下欄に掲げる数量以下のものの関税を免除する。</p> <p>なお、資格内変等の一時上陸以外の目的で下船（退職のための下船を除く。）する船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、規則第 2 条の 4 第 2 項の表の第 5 号の下欄に規定する数量を適用する。</p> <p>(6)～(9) (同左)</p> |